

見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

1. 制度の名称（通称可）	石油パイプライン施設の検査
2. 根拠法令	石油パイプライン事業法第16条第1項、第18条第1項、第29条
3. 担当部署名	国土交通省総合政策局貨物流通施設課、経済産業省資源エネルギー庁石油流通課
4. 当該制度に係る過去5年間の制度改正状況	<p>(1)改正年度 該当なし。</p> <p>(2)改正内容 該当なし。</p> <p>(3)背景事情 該当なし。</p>
5. 今回の見直し作業の結果	地方公共団体、石油パイプライン事業者等関係者からのヒアリングによる検討。（平成12年8月～平成13年2月）
見直し作業の実施方法	
5-1. 国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか	<p>(1)検討結果 維持する必要がある。</p> <p>(2)理由 石油パイプライン施設の規制緩和については、危険物による災害の発生を防止するするとともに石油製品の安定的かつ合理的な供給の確保を引き続き確保する観点から、引き続き国が関与することが必要。</p>

5 - 2 . 自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況

(1)検討結果（選択式）

- a : 自己確認・自主保安化を行った。
- b : 第三者認証化を行った。
- c : 国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。

(2)上記の説明

見直し作業の結果を踏まえ、制度改正を行わないこととした。

(3)理由

当該石油パイプライン事業における自己検査制度に対して石油パイプライン事業者、地方公共団体等の関係者は安全性の向上、経済的負担のメリットが特になく、むしろ地域住民感情に悪影響を及ぼし、その結果として事業存続に支障を及ぼしかねないというデメリットがある。こうした地域住民感情については、技術論のみをもって対応することは不可能であることから、規制緩和を行う合理的な理由はない。本石油パイプライン事業法における検査制度は、いわば住民の要請により構築された制度であり、地域住民の理解を得るためには必要不可欠な制度であると考えている。こうした背景には、万一石油パイプラインから流出事故等が発生した場合には、火災、周辺環境の汚染・破壊等に直結することが容易に想定されることから、周辺住民に対する影響は到底看過し得ないほど重大であるとの共通認識があげられる。

こうした中、石油パイプライン事業への自己検査制度の導入に当たっては、事業を取り巻く状況、事業者側の立場からの視点による制度改正について検討を行うとともに、当該施設に密接な関わり合いを持つ地域住民や地方公共団体の立場を考慮の上検討を行う必要があり、さらに、現存する唯一の事業は我が国の国際空港輸送の拠点空港が存続する上で極めて重要な機能を担っており、かつ、その存在が現地で受け入れられているのは、国が直接検査を行うことを前提とする関係者間の信頼関係があるという現実を重視する必要がある。

当該事業の規制緩和については、事業者、地域住民及び地方公共団体のいずれもが望んでおらず、むしろ問題であると考えていることを踏まえれば、現状の制度を維持し、国が直接検査する必要がある。

5 - 2 . においてcを選択した場合	
<p>指定検査機関等に検査の実施を委ねる仕組みとして いるものについては、当該 検査機関等として公益法人 要件を課しているかどうか</p>	<p>(1)公益法人要件の有無</p> <p>(2)公益法人要件のあるものはその理由</p>
<p>自己責任の考え方に基づいた仕組み（自己確認・自主保安化や、優良事業所等のインセンティブ制度を指すものとする。）とすることができないと判断した根拠等</p>	<p>(1)根拠</p> <p>当該石油パイプライン事業における自己検査制度に対して石油パイプライン事業者、地方公共団体等の関係者は 安全性の向上、経済的負担のメリットが特になく、むしろ地域住民感情に悪影響を及ぼし、その結果として事業存続に支障を及ぼしかねないというデメリットがある。 こうした地域住民感情については、技術論のみをもって対応することは不可能であることから、規制緩和を行う合理的な理由はない。 本石油パイプライン事業法における検査制度は、いわば住民の要請により構築された制度であり、地域住民の理解を得るためには必要不可欠な制度であると考えている。こうした背景には、万一石油パイプラインから流出事故等が発生した場合には、火災、周辺環境の汚染・破壊等に直結することが容易に想定されることから、周辺住民に対する影響は到底看過し得ないほど重大であるとの共通認識があげられる。</p> <p>こうした中、石油パイプライン事業への自己検査制度の導入に当たっては、事業を取り巻く状況、事業者側の立場からの視点による制度改正について検討を行うとともに、当該施設に密接な関わり合いを持つ地域住民や地方公共団体の立場を考慮の上検討を行う必要があり、さらに、現存する唯一の事業は我が国の国際空港輸送の拠点空港が存続する上で極めて重要な機能を担っており、かつ、その存在が現地で受け入れられているのは、国が直接検査を行うことを前提とする関係者間の信頼関係があるという現実を重視する必要がある。</p> <p>当該事業の規制緩和については、事業者、地域住民及び地方公共団体のいずれもが望んでおらず、むしろ問題であると考えていることを踏まえれば、現状の制度を維持し、国が直接検査する必要がある。</p> <p>(2)仮に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合にはどのような問題が生じることとなるかを明らかにし、かつ、どのような事後的措置を講じればこうした問題の発生に対処できると考えるか</p> <p>石油パイプライン事業法の規制緩和については、事業者、地域住民及び地方公共団体のいずれもが望んでおらず、むしろ問題であると考えてる中、関係者の合意を得ずに拙速に自己検査制度を導入した場合、現存の石油パイプライン事業の存続に多大な影響を及ぼす恐れがあり、万一事業停止となった場合には、我が国のみならず国際的な問題に発展することとなる。こうした問題については、これまでの経緯からも事後的に対処できるものではない。</p>

	<p>指定検査機関等の指定の条件の国際基準との整合性</p>	<p>(1)指定基準（根拠法令条項名及びその概要。なお、写しを1部添付してください。）</p> <p>(2)指定基準の国際整合性（上記指定基準がISOガイドのどの条項に適合しているかについて項目ごとに説明）</p>
	<p>5 - 3 . 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等</p>	
		<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>行っていない。 理由 我が国における石油パイプライン事業については、今後とも新規事業参入が見込めないところであり、今後の石油パイプラインを取り巻く環境変化や国際社会情勢の変化を注視しつつ、今後とも共管省庁との検討が必要。</p>
	<p>性能規定化</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>行っていない。 理由 我が国における石油パイプライン事業については、今後とも新規事業参入が見込めないところであり、今後の石油パイプラインを取り巻く環境変化や国際社会情勢の変化を注視しつつ、今後とも共管省庁との検討が必要。</p>
	<p>重複検査の排除等</p>	<p>検討結果及び背景説明について記載。</p> <p>該当なし。</p>